

奨学金給与の規程

1 給与の目的

毎年度新学期に、全日制高等学校・高等専門学校へ入学する者の中から奨学生を選定し、学費の一部を3年間にわたり給与することにより、高等学校の教育課程を修了させ、国家社会に有為の人材を養成することを目的とします。

(但し、高等専門学校生は在学当初の3年間の支給になります。)

2 奨学生の推薦と決定

1. 推薦

各都道府県中学校長会又は各都道府県教育委員会の指導、助言により構成した団体から、別に定める都道府県別割り当て人員数の推薦を受けることとします。

2. 選考と決定

推薦を受けた者について、当財団において選考の上決定します。

3. 連絡

奨学生に内定した者については、当該都道府県中学校長会等の推薦された団体及び在学中中学校長に内定通知いたします。尚、高校入試の合格により正式認定いたします。また、本人の進学する高等学校の校長にもご連絡いたします。

3 2024年度 奨学金の給与額と給与方法

(全額無償給与)

高校1年生(45期生) 1万7千円×12か月 + 5万円(入学お祝い金) = 25.4万円

高校2年生(44期生) 1万6千円×12か月 + 5万円(修学旅行補助金) = 24.2万円

高校3年生(43期生) 1万6千円×12か月 + 5万円(卒業お祝い金) = 24.2万円

※古岡奨学会設立45周年を記念して、45期生より奨学金を1か月1,000円増額いたします。

※奨学金は年3回、5月・9月・1月の一定日に、4か月分を「ゆうちょ銀行」の総合口座に送金いたします。

※入学お祝い金は「入学激励会」時に、修学旅行補助金は高校2年次の「5月の送金に加えて」、卒業お祝い金は「卒業激励会」時にお渡しいたします。